

清代内モンゴルにおける 農地質入契約の分類と質入れ時の慣行

——帰化城トゥメト旗を中心に——

アラムス（ALMAS, 阿拉木斯）

はじめに

1. 清代内モンゴルにおける農地質入研究の意義と課題
2. 帰化城トゥメト旗における農地質入契約の分類
3. 帰化城トゥメト旗における農地質入れに伴う慣行

おわりに

はじめに

北元時代の16世紀後半、万里の長城の北隣にアルタン＝ハーンによって帰化城（現在のフフホト市の旧城部分）という都市が創られた。清代に入ると、モンゴル地域には盟旗制度が設定され、この地域には帰化城トゥメト旗という行政単位が作られた。しかし、後にこの旗のオムボ（アルタン＝ハーンの曾孫）が反乱を起こしたために、一般の旗とは異なって、帰化城トゥメト旗には地元貴族の旗長（jasay、ジャサク）は置かれず、地元のモンゴル人は北京の清朝政府から派遣されてきた副都統の管下で内属モンゴルの箭丁（quyay、ホヤグ、つまり兵士）として戸籍上の単位である佐領（ソム）に編成されていた。清朝は内属モンゴル軍を維持するため、帰化城トゥメト旗の箭丁に対して俸給代わりの農地を配賦した。この農地を戸口地と呼ぶ（アラムス2009参照）。この戸口地は、八旗の旗人に配賦された旗地によく似た存在であった。帰化城トゥメト旗のモンゴル人箭丁は、八旗の旗人と同様に、兵役を果たすために、漢人小作農に戸口地を耕作させて小作料を受け取っていた。この土地関係に際しては、中国本土における土地関係と同じく、モンゴル人地主（ほとんどが箭丁）と漢人小作農との間で賃貸契約文書を作成していた。これまでの筆者自身による調査では、最初は漢文の契約文書による農地の賃貸契約文書のみが存在していたが、後にモンゴル人同士やモンゴル人箭丁と寺院との間でも農地の質入れ、売買などの契約が結ばれるようになり、それらの契約文書はモンゴル文で作成され始めたと考えられる。農地の質入れとは、モンゴル人地主が他のモンゴル人や寺院から現金を借り、その利子代わりに特定の農地の小作料受領権を質入れ先に渡すという契約である。

筆者はこれまで、モンゴル地域で農地化された最初のケースであるこの帰化城トゥメト旗を中心にして、アラムス 2009 にて戸口地とはいかなる土地であったのかという問題を解明し、それを通じて帰化城周辺の農地が盛んに賃貸、質入れ、売買されていたという実態を明らかにした。また、アラムス 2011 ではモンゴル文農地質入契約文書の書式が漢文農地質入契約文書の書式に基づいて形成されたことを証明し、帰化城トゥメト旗のモンゴル人による農地質入契約の概念も中国本土からもたらされたものである可能性が高いという問題を論じた。本稿ではそれらに引き続いて、帰化城トゥメト旗における農地質入契約の分類と質入れ時の慣行について、より詳しく検討したい。

なお、本稿でいう「農地の質入れ」とは、帰化城トゥメト旗での事例が日本の民法に規定されている担保物権における四種類の形態である留置権、先取特権、質権、抵当権のうち、「質権」に該当する形態であるため¹、「質入れ」と呼んでいるものである。

1. 清代内モンゴルにおける農地質入研究の意義と課題

1-1. 研究の意義

まず、清代のモンゴル地域における農地質入契約の実態を解明すれば、当時のモンゴル人社会に存在していた債務と不動産との相互関係を検証できると考えられる。一般的にモンゴルの遊牧社会とは、互助的信頼関係を有するため契約文書を必要としない社会であると見られがちであるが、帰化城周辺において担保物権関係が出現することは、単に遊牧地が農地が変わったというだけではなく、その社会関係も徐々に契約をとまなう社会関係に移りかわっていったということの意味している。また、清代のモンゴル地域では金利という概念が存在し、それが担保物権である農地の質入れを通じて表出していた。したがって、清代のモンゴル地域における金利概念を今後検討していくためにも、この農地質入契約に関する研究が不可欠となるであろう。さらに、農地の質入れという社会現象が当時のモンゴル人社会にどのような影響を及ぼしていたのかという問題に関しても、その一端を明らかにできるという意義があろう。

1-2. 先行研究

従来の研究の中には、以下のように中国本土における漢文の契約文書を利用して行った農地質入契約の研究は存在するものの、前述のアラムス 2009 と同 2011 を除けば、モンゴル地域における漢文やモンゴル文の契約文書を利用して農地質入契約の分類などを研究したものは全く存在しない。また、ここでは安齋 1939 等、契約に直接関係しない研究は省略する。

まず清水 1945 は、満洲国並びに北中国における慣行規範を明らかにする目的で、土地の

1 松井 2011, pp. 6-7 を参照。

売買、担保権の設定などの際に作成された漢文契約文書を中心にして、土地売買と質入れの契約文書を例にあげつつ詳しく分析をしている。清水氏は契約を三つの種類に分けている。氏の研究を「 」内に短く要約すると、以下の通りである。「一つ目は、売買契約である。二つ目は典契約である。これは当事者が相手方から一定額のお金を借りて、相手方に一定の不動産を引き渡し、その使用収益までも渡すというものである。後日、同じ額のお金を返却したならば不動産を返還してもらうという契約である。この関係で作成した契約文書を典契ともいう」。これはすなわち前述した現代日本の『質権』に該当するものであり、本稿で扱う帰化城トゥメト旗での農地質入契約も、この典契に相当する。「三つ目は押契約である。これは典と同じく一定額のお金を借りて、不動産を指定するものの、その不動産の収益は渡さない。ただ、後日、同額のお金とその金額の利子を渡すというだけの契約で、もし期限内に弁済できない場合、指定した不動産の使用収益を貸主が初めて取得する。そしていつかまた元利を給付すれば、不動産を取り戻すことができるという契約である。これを略して押契ともいう」。これはすなわち現代日本での『抵当権』に該当するものと思われる。「また、典契約を結ぶ際には必ず土地の所有者が契約文書を作成して、典主に交付する」。以上が清水氏の研究内容である。しかし、氏はモンゴル文の契約文書については全く触れていない。

次に中国本土における土地所有問題に関しては、寺田 1983 がある。氏は土地の売買を、絶売と活売という二種類に分類し、土地を質入れする契約は、買い戻すことが可能な売買である活売に含まれるとみなしている。大いに参考となる研究であるが、もちろんモンゴルでの契約には言及していない。

最後に、岸本 1993 は、明清時代の中国本土における契約文書の所蔵、整理状況の概略及び研究されている分野などを紹介し、契約文書に記された当事者たちの社会的関係と、契約を保障する国家権力等の外部的秩序の問題を論じた。しかし岸本氏もモンゴルにおける契約文書には言及していない。

以上のように、モンゴル地域における土地契約問題は、ほとんど研究されておらず、なお大きな課題として残っているのである。

1 - 3. 本稿で使用する史料

史料①：フフホト市トゥメト左旗档案館所蔵の公文書

この档案館には、清代の康熙初年から中華民国期までの時期の帰化城トゥメト旗に関する公私文書史料が所蔵されている。この史料は帰化城副都統衙門の公私文書で、もとは約 10 万通あったと言われ、日本人言語学者江實（ごうみのる）氏による日本への借り出し²や文革時代の焼却などの歴史を乗り越えて残された公文書が、現在この档案館に保管

2 現在、この档案館に、1941年に江實氏の書いた借用書が公文書と一緒に保管されている。筆者はその借用書の存在から「借り出し」と呼んでいる。

されている³。現在完全に公開されていて、自由に閲覧することができる。筆者は既に何度も調査を行っている。本稿ではここで筆者が発見した全16通のモンゴル文農地質入契約文書⁴を使用する。

史料②：Altan-orgil1988, *kökeqota-yin teüken mongγul surbulji bičig*（全6冊）（『フフホトのモンゴル文史料』）

この史料集は、フフホト市在住のモンゴル人研究者アルタンオルギル（Altan-orgil）氏が、個人的に所有している公私文書⁵と、現在のフフホト市トゥメト左旗档案館に保管されている帰化城トゥメト旗の公私文書（史料①）、さらには江實氏が1942年に影印出版した史料集（江1942）という計3系統の公私文書史料群（もとはいずれも前記の副都統衙門にあった）の中から選び出したモンゴル文公私文書を活字化して出版した史料集である。この本は、原文に分かりやすい見出しと文章記号を加えて、若干の理解しにくい外来語（中国語からの借用語）に説明を添え、文字の誤りを括弧にいれて下に正しい文字を書くなど微妙な修正を加えて6分冊の形で出版された。この史料集の文書は、改行場所や後述する「半文字」等の細かい点を除けば、出版の際にも内容的にはほとんど改変を受けておらず⁶、ほぼ本物の公文書に近いよくまとまった分量を持つものである。本稿では、この史料集の第2冊目に含まれている全78通のモンゴル文農地質入契約文書⁷を利用する。なお、この史料集は原典文書の改行場所を変えてしまっているため、もとの行番号を示すことはできない。

3 萩原2006, pp. 187-205 参照。

4 史料①全16通の文書番号は、80-38-74、80-38-79、80-38-237、80-38-290、80-38-320、80-38-321、80-38-324、80-38-333、80-38-338、80-38-349、80-38-352、80-38-353、80-38-354、80-38-363、80-38-392、80-38-434である。

5 文革時代に命をかけてアルタンオルギル氏自身が保管した帰化城トゥメト旗の公文書や寺院文書類。もとは史料①とともに帰化城副都統衙門にあったもの。

6 筆者は2006年9月10日にアルタンオルギル氏の自宅を訪問して、この点について質問した。アルタンオルギル氏は、誤った文字もそのまま残し、正しい文字を括弧内に入れて補足したという回答をしてくれた。

7 この全78通には文書番号が付されていないため、以下にページ数のみで表示する。107、169、170、171、172、172-173、173-174、174-175、175-176、176、177、178、178-179、179-180、180-181、181-182、182-183、183-184、184-185、185-186、186-187、187-188、188-189、189-190、190-191、191-192、192-193、193-194、194-195、195-196、196-197、197-198、198-199、199-200、200-201、201-202、202-203、203-204、204-205、205-206、206-207、207-208、208-209、209-210、210-211、211-212、214-215、215-216、216-217、218-219、219-220、220-221、221-222、222-223、223-224、224-225、227、228、229、233-234、234-236、236-237、237-238、238-239、242、243-244、244-245、245-246、247-248、248-249、249-250、250-252、252-253、254-255、255-256、263-264、266-267、267-268。

2. 帰化城トゥメト旗における農地質入契約の分類

清代の帰化城トゥメト旗周辺で作成されていた農地契約文書は、漢文文書が数多く現存しているが、モンゴル文農地契約文書もある程度残っている。史料①と史料②を見ると、モンゴル文の契約文書は全て、モンゴル人同士の間か、あるいはモンゴル人地主と寺院との間で作成されたものであり、そのほとんどが質入契約文書であることがわかる。史料①の質入契約文書 16 通と史料②の質入契約文書 78 通を合わせて、合計 90 通が確認できる⁸。その内訳は、乾隆年間（1735-1795）のものが 38 通、嘉慶年間（1796-1820）のものが 14 通、道光年間（1821-1850）のものが 20 通、咸豊年間（1851-1861）のものが 3 通、同治年間（1862-1874）のものが 5 通、光緒年間（1875-1908）のものが 2 通、宣統年間（1909-1911）のものが 8 通である。この内訳から、農地質入契約が少なくとも清朝の中期から末期まで存在していたことがわかる。ここでは、以上の質入契約文書を分析し、モンゴル人同士の間での農地質入契約の実態をより深く追究してみたい。

2-1. 農地質入期限による分類

清代の帰化城トゥメト旗におけるモンゴル文農地質入契約文書を分析すると、契約期限があるか否かによって以下のように 2 種類の契約に分類することができる。

2-1-1. 期限無設定型の質入契約文書

アラムス 2011 で明らかにしたように、モンゴル文農地質入契約文書の書式は、【1】冒頭語、【2】人名、【3】理由、【4】典価⁹と土地の説明、【5】利子と条件、【6】契末語、【7】年月日、【8】半文字¹⁰、【9】仲介人という順で 9 つの要素から構成されている。この内の【5】の部分で、普通は契約の条件として「いつかお金を返せば土地を請け出す。お金を返せなければ、地代を利子の代わりに渡し続ける」等の文言が書かれている。ここ

8 合計文書数が 94 通より少ない 90 通となるのは、史料①と史料②に同じ文書が 4 通出てくることがあるためである。

9 質入れの原因となった借入金の額。

10 モンゴル文農地質入契約文書を作成する際には、同じものが 2 枚作成されて、この 2 枚の契約文書を、1 枚の上にもう 1 枚を半分重ねるようにずらして置き、2 枚の契約文書にまたがるような形でこの部分の文字を書く。契約文書双方に半分の文字が残るようにするわけである。筆者はこれを半文字と呼んでいる。漢語では「騎縫」と呼ばれていたようである。こうやって書かれた文字は、2 枚の契約文書を合わせれば、読むことができる。これは契約文書が偽造されることを防止するための措置だと考えられる。モンゴル文が半分に切れているとほとんど判読できないが、例えば史料①の 80-38-324 の契約文書には「temdeg bičig (証書)」という語を書いたうちの左半分かと思われるモンゴル文が書かれている。

で書かれている「いつか」という言葉は不定の時期を表していて、契約の弁済期限は制限されていない。つまり、期限無設定型の契約であると考えられる。このような、契約の弁済期限が設定されていない農地（家屋なども含む）質入契約文書を、ここでは期限無設定型の質入契約文書と呼ぶことにする。期限無設定型の質入契約では、もちろんいつまでたっても、モンゴル人地主の所有権は典主（質入れ先の人）に移転しない。すなわち、小作料受領権を請け戻す権利を回贖権と呼ぶならば、回贖権は当然いつまでももとのモンゴル人地主に残っていると考えられる。また、これを逆方向から言うと、お金を返しさえすればいつでも土地を請け戻すことができるわけである。

2-1-2. 期限設定型の質入契約文書

清代の帰化城トゥメト旗周辺におけるモンゴル文質入契約文書は、大部分が上記のような期限無設定型の質入契約文書であるが、それに対して明瞭な期限が書かれている契約文書も、一部存在する。ここでは、これを期限設定型の質入契約文書と呼ぶことにする。現時点では期限設定型の質入契約文書は、史料①の質入契約文書2通と史料②の質入契約文書9通を合わせて、合計11通発見できている。ただし、両史料の1通ずつは同じ文書であるので、実質上は計10通である。その10通の契約文書を年代順に表にすると以下の通りである。

表1から見ると期限設定型の質入契約文書の年代は、乾隆年間から光緒年間までまんべ

表1 期限設定型の質入契約文書一覧

契約文書	契約年	期限	質入れ者	質入れ先
1 (史料② 227)	乾隆 27 年 (1762)	30 年	驍騎校 ¹¹	寺院
2 (史料① 80-38-290)	乾隆 31 年 (1766)	3 年	シャビ ¹²	ラマ
3 (史料② 177)	乾隆 31 年 (1766)	3 年	シャビ	ラマ
4 (史料① 80-38-392、史料② 180-181)	乾隆 46 年 (1781)	8 年	箭丁	寺院
5 (史料② 198-199)	嘉慶 18 年 (1813)	4 年	箭丁	ラマ
6 (史料② 207-208)	道光 3 年 (1832)	8 年	箭丁	寺院
7 (史料② 218-219)	道光 17 年 (1837)	3 年	箭丁	寺院
8 (史料② 219-220)	道光 21 年 (1841)	3 年	シャビ	ラマ
9 (史料② 220-221)	道光 21 年 (1841)	3 年	シャビ	ラマ
10 (史料② 181-182)	光緒 8 年 (1882)	5 年	身分不明	寺院

(史料①の後の数字は文書番号。史料②の後の数字は収録されているページ番号である。表2も同様)

11 旗の役所内の職名。旗内の佐領ごとに任命される。

12 šabi (<沙彌)。本来は「仏弟子」を意味する語であるが、一般には、僧侶や寺院に隷属する遊牧民を指す。そのため、またハル・シャビ(俗人のシャビ)とも呼ばれる。

もなく存在している。また、質入れ先は全て寺院かラマであるが、これは期限無設定型も同じである。質入れ者の身分もまちまちであって、これまた期限無設定型とさほど変わらない。期限設定型の質入契約文書の焦点である期限は、一番目の30年という期限を例外とすれば、3年から8年までという期限が設定されている。以下に具体的な事例をあげて検討してみよう。

事例1、これは史料①80-38-392の文書で、表の第4番目の文書である。この文書では誤った綴りが多々見られるため、その後には[]を付して正しい綴り字を補足提示した。数字は行の番号。また、下線は筆者が強調のために付したものである。以下の事例も同様。

1/○ gere bičig bayiyulqu učir, üde-yin sumun-u qüyaγ [quyaγ] nawang gerün kereglel jaruqu yaγum-a 2/kürülčekü ügei-yin tula, minu öber-ün qubin-u banjuur-un bayising-u [un] otuy-yin [un] emün-e eteged бүкүи 3/döčin mü, barayun bey-e-dü tabin mü, jegün bey-e arban mü, neyite nige čing yaγar-ača jil-dü yurban 4/lang idekü kölüsü-yi 5/ölji-yi erkim bolyaγči süme-yin nirba sereng, egün-i möngke jiba-du naiman mingyan jos [joγus]-iyar dangnaju abuba, naiman 6/jilün quyučaγ-a-bar kelelčeju tusiyaju ögbe, kejiy-e uy ün-e abuγsan naiman mingyan jos [joγus]-yi toγ-a [toγan]-u yosuγar 7/güičedken ögbesü yaγar-iyān gederegü yaγaγa ju abumu. ese ögbesü mön kü jiba-dur idegseger 8/bayimu, eyimü-yin tula, qoγusun üge-yi temdeg bolyaju ülü bolqu-yin tula, batu ger-e bayiyulju 9/bügüde-yin emün-e batulan ögbe,
10/tngri-yin tedkügsen-ü döčin jiryuduyar on lay-a sar-a-yin arban dörben-e,

11/ (半文字)

12/kündü bosuy čire +¹³

13/egün-i medekü mön otuy-yin [un], bosuy bayartu +

14/bosuy pungsuy +

〈筆者による訳文〉

1 / ○ 契約文書を作成すること。ウディーン・ソムの箭丁であるナワーンは生活費が
2 / 不足しているため、自分の所有しているバンジョールのバイシンのオトグの前方にある3 / 四十畝、西方の五十畝、東方の十畝合わせて一頃の土地から（受け取る）年に銀三4 / 両の小作料を渡し、

13 名前の下などに十文字のような印が記されている。サインの代わりであると思われる。十文字を署名の代わり（画押、花押）にする習慣も、中国本土からモンゴルへ導入された可能性が高いであろう（萩原2006：165-166参照）。

5 / (一字擡頭) ウリジーク = エルヒム = ボルガクチ寺院 (崇寿寺)¹⁴ の会計係であるセレンが (仲介して) これをムンフ = ジブ¹⁵ に銅錢八千枚で質入れさせた。話し合っ
て 6 / 年期限で (土地を) 渡した。いつか、もとのお金である銅錢八千枚を数通り 7 / に返せれば、土地を取り戻せる。返せなければ、この (ムンフ =) ジブが (小作料を) 受け取り 8 / 続ける。このために、言うだけでは証拠にならないため、契約文書を作成して 9 / 皆の前で保証して渡した。

10 / (一字擡頭) 乾隆四十六 (1781) 年腊月 (旧暦の 12 月) 十四日

11 / (半文字)

12 / 驍騎校チレ +

13 / これを知っているこのオトグの領催¹⁶ バヤルト +

14 / 領催ボンソグ +

この事例は乾隆年間に、モンゴル人箭丁ナワーンが寺院から利子付きでお金を借りて、その利子の代わりに小作農から徴収する小作料を渡すことにしたという「質入契約」で、一般の質入契約文書とほとんど違いはないが、一見弁済期限とも思われる「八年期限」という語が加えられている。ここで、もしもこの「八年期限」を弁済期限であると考えれば、8年を過ぎると、農地を取り戻すことができなくなり、回贖権の時効となって実質上土地を失うことになる。しかし、質入れの条件として、その続きに「いつか、もとのお金である銅錢八千枚を数通りに返せれば、土地を取り戻せる。返せなければ、このムンフ = ジブが (小作料を) 受け取り続ける。」と書かれている。すなわち、期限無設定型の質入契約文書と同じく、いつか債務を弁済すれば、いつでもその時に質から請け戻すことができるというように読み取れる。つまり、「八年」という期限を過ぎても、借りたお金の弁済できれば、土地を請け戻すことができることがわかる。もしそうだとすると、ここで強調されている契約期限とは、借入金の弁済期限ではなく、別の期限を表していることになる。このような期限付きの契約文書は、上記の表の第4、8、9番文書でも共通する形で書かれている。それでは、期限設定型の質入契約文書の期限とは、一体何の期限を表しているのか、次の事例から検証して見よう。

14 寺院の漢名は、Altan-orgil1982, p. 267 による。この研究によれば、崇寿寺は順治8 (1651) 年に創設された寺院で、帰化城の西方1キロメートルぐらいの所にあった。また、Pungsuy juu とも呼ばれていた。嘉慶24 (1819) 年の時点で108名のラマが所属しており、最高150名までの所属が認められていたという。

15 ジブは寺院財産を表すチベット語である。

16 旗の役所内の職名。佐領ごとに任命され、注11で述べた驍騎校の下にいる最下級の役人である。

事例 2、これは史料② Altan-orgil1988, pp. 207-208 の文書で、表 1 の第 6 番目の文書である。

gere bičig bayiyulqu učir,

janggi biliytu-yin sumu [sumun]-u quyay jamsu jaruqu kereg erkim tula, öberün qubi [qubin]-u alangčud otuy-un lun tai qou-ača jilbüri nigen mingyan juryan [jiryuyan] jayun jos [joyus], abqu yaĵar-un kölüsü-yi ölji-yi erkim bolĵayçı sūme-yin šabi molumtai-ača tabun mingyan jos [joyus] jegelejü [jigelejü] jaruyad, ličin-dür anu tusiyan dangnaĵu ögbe, keĵiy-e uy jaruγsan eke jos [joyus]-yi toγ-a [toγan]-u yosuγar güiçedken ögbesü ejen anu kölüsü-ben gederegü ĵarĵaju abumu, ese ögbesü kölüsü-yi egüride molumtai quriyaγsaγar bayimu, kerbe irgen kölüsü dutayu ba köndelen [-ü] kümün yarsiy ursiy ĵarĵabasu, jamsu nigemüsün batulan küliyen daĵaqu-ača ĵadan-a, naiman jil-ün dotur-a nemejü jaruqu ba ĵarĵaju abqu kemen yarsiyĵaju oγtu ülü bolumu, eyimü-yin tula, qoyusun üge temdeg bolĵaju ülü bolqu tula, qoyar eteged nige adali ger-e bičig bayiyulju qubiyān abulčabai,

egün-i medekü kümün, mön sumu [sumun]-u quyay demčüg

alayčud [alangčud?]-un quyay wanggür

törü gereltü-yin ĵurbaduγar on-u

lay-a sar-a-yin sin-e-yin nigen-dü bayiyulbai

〈筆者による訳文〉

契約文書を作成すること。

章京ブリグトのソムの箭丁であるジャムソは（お金を）使うことが差し迫ったため、自分が所有する、アランチョード＝オトグ（にある土地）のロンタイホウ（漢字不明）から毎年もらう小作料の銅錢一千六百枚をウリジグ＝エルヒム＝ボルガクチ寺院（崇寿寺）のシャビであるモロムタイから銅錢五千枚を借りて使ったお金の利子として渡し、質入れた。いつか（借りて）使った元のお金を数通りに返せば、主（地主）が小作料を取り戻す。返せなければ、小作料をモロムタイが常に受け取り続ける。もし、漢人（小作農）の小作料が足りなくなったり、第三者が面倒なことを起こしたりする場合、ジャムソが全て引き受けるほか、八年以内に追加してお金を借りるとか、請け戻そうとしてはいけない。このために、言うだけでは証拠にならないため、双方が同様な契約文書を作成し、分けて受け取った。

これを知っている人、このソムの箭丁デムチグ、アラクチョードの箭丁ワングル
道光三（1823）年腊月（旧暦の 12 月）一日に作成した。

この事例は道光年間に、モンゴル人箭丁が寺院のシャビからお金を借りて、漢人小作農

から受け取る小作料受領権を渡したという期限設定型の質入契約文書である。この契約文書でも事例1と同じく「八年」という契約期限が定められているが、この「八年」というのは期限内に追加金を借りたり、農地を請け戻したりしてはいけないという期限であることがわかる。つまり、定められたこの期間内には弁済しないという契約期限なのである。また、この事例以外にも、上記の表の第2、3、5、7、10文書を確認すると、「～年後に」とか、「～年過ぎた後に」などの文言が書かれていて、この事例2と同様に、一定の決まった期間内は請け戻すことができないという内容が確認できる。要するに、清代の帰化城トゥメト旗におけるモンゴル文の期限設定型質入契約文書に示されている契約期限とは、借入金の弁済期限ではなく、この期間内は請け戻しができないという期限であることがわかる。

2-2. 農地質入れ時の賃貸関係の有無による分類

清代の帰化城トゥメト旗におけるモンゴル文農地質入契約文書は、担保とする土地が漢人小作農に賃貸された状態にあるかどうかによっても、以下のように2種類に分類されることがわかる。

2-2-1. 賃貸済農地の質入れ

アラムス2009で既に詳細を明らかにしたように、帰化城トゥメト旗のモンゴル人地主たちは、まず自分の農地を漢人小作農に賃貸して、小作料を徴収していた。次に、他のモンゴル人や寺院から現金を借りて、そのお金の利子として漢人小作農からの地代受領権を一時的に引き渡すという、農地の質入れを行っていた。本稿での事例1、事例2を含む最も一般的なこのタイプの質入れは、賃貸済農地の質入れと呼ぶことができるであろう。

2-2-2. 無賃貸農地の質入れ

清代の帰化城トゥメト旗では、上記のような賃貸済農地の質入れ以外に、誰にも賃貸されていない状態の農地を担保とした質入れも存在する。このような質入れを、無賃貸農地の質入れと呼ぶことができるであろう。今のところ、通常の賃貸済農地の質入れとは明らかに異なる無賃貸農地の質入契約と見られる事例が4件だけ確認できている。その4通の契約文書を年代順に表にすると以下の通りである。ただし、いずれの場合もモンゴル人自身が耕していた可能性は、限りなく低いと思われる。

表2 無賃貸農地の質入契約文書一覧

契約文書	契約年	質入れ者	質入れ先
1 (史料① 80-38-338)	乾隆 38 (1773) 年	シャビ	ラマ
2 (史料② 172)	乾隆 38 (1773) 年	シャビ	ラマ
3 (史料② 182-183)	乾隆 48 (1783) 年	箭丁	ラマ
4 (史料② 266-267)	乾隆 53 (1788) 年	箭丁	ラマ

この表から見る限りでは、年代としては乾隆年間に集中していることがわかる。今の所理由は不明であるが、おそらくこのような無賃貸農地の質入れが乾隆年間までは存在していたということであろう。その内の一件を事例としてあげると以下の通りである。

事例 3、これは史料② Altan-orgil1988, pp. 182-183 の文書、すなわち表 2 の第 3 番目の事例である。

janggi šambudorji-yin sumun-u gūnjab alban-u kereg erkim-ün tula, ölji-yi erkim bolḡayčī sūme-yin jasaḡ blam-a-ača döčīn mingḡan ḡoyus jaruḡsan-u tula, öber-un qariyatu qorin mü qoyar keseg usun-u ḡajar öḡbe, mōnggūn-dū ličīn ügei, ḡajar-tu kōlūsü ügei, keḡiy-e eke ḡoyus-i toy-a [toḡan]-u yosuḡar öḡbesü ḡajar-iyān abumui, ḡos [ḡoyus] ese öḡbesü ḡajar-i jasaḡ lam-a keḡiyecü bolba tariḡsaḡar bayimu,

egūn-ü tula qoyusun üge temdeg bolju ülü bolqu tula, temdeg ger-e bičig bayiyulju, talbiba,

tngri-yin tedkügsen-ü döčīn naimaduḡar on-u

ebül-ün dumdadu sar-a-yin sin-e-yin tabun-a

medekü kümün, gelüng čoyidar, wangjil, kisigtü, nim-a, ingkere

〈筆者による訳文〉

章京シャムブドルジのソムのグンジャブは公務（兵役？）が大切であるため、ウリジーグ＝エルヒム＝ボルガクチ寺院（崇寿寺）のジャサク＝ラマから銅錢四万枚を（借りて）使ったため、自分の所有する二十畝の二カ所の水地を渡した。お金に利子がない、土地に地代がない。いつか元のお金を数の通りに返せば、土地を請け出す。お金を返さなければ土地をジャサク＝ラマがいつまでも耕し続ける。

このために、言うだけでは証拠にならないため、契約文書を作成しておく。

乾隆四十八（1783）年冬の中の（2）月の初五日

知っている人 ゲロンチョイドル、ワンジル、ヘシグト、ニマ、インゲレ

この事例は乾隆年間に、モンゴル人箭丁が寺院のラマからお金を借りて、その担保として水地（水で灌漑した農地）を渡した質入契約の文書である。ここでは、契約の条件として「mōnggūn-dū ličīn ügei, ḡajar-tu kōlūsü ügei（お金に利子がない、土地に地代がない）」と書いてある。これはこの水地を質入れする時には誰にも賃貸しておらず、質に入れた後、寺院のジャサク＝ラマが小作農に賃貸して「利子代わりに自ら地代を受け取ってよい」という意味だと考えられる。すなわち、このモンゴル人箭丁の農地は誰にも賃貸していない状態で質入れたということであると判断できる。また、前述の事例 1、2 のような賃貸済質入契約文書には、漢人小作農からもらう小作料が必ず書かれているが、このような無

賃貸農地の質入契約文書には、小作料を示す金額が書かれていない。さらに、この契約文書には「jos [joγus] ese ögbesü ʧaʧar-i ʧasaγ lam-a keʧiyečü bolba tariγsaγar bayimu（お金を返せなければ土地をジャサク＝ラマがいつまでも耕し続ける）」と書いてある。文面から見ると、当時のモンゴル人ラマが自ら耕作をしていたようにも読めるが、実際に寺院のジャサク＝ラマである人物が自ら耕作するということは考えられないことである。おそらく誰か他の漢人に小作させて、その小作料をもらうということである可能性が高いであろう。

3. 帰化城トゥメト旗における農地質入れに伴う慣行

帰化城トゥメト旗ではモンゴル人同士やモンゴル人地主と寺院との間で農地の質入れが頻繁に行われていて、契約文書を作成していたが、契約文書を多数見ていくと、実際にこの農地質入れに伴って種々の慣行的な行為もなされていたことがわかる。そこで、農地質入契約文書を分析してその慣行的な行為を検討してみよう。

事例4、これは史料② Altan-orgil1988, pp. 218-219の文書で、表1の第7番目の文書である。

gere bičig bayiyulqu učir,
güng ʧalai da sumun-u šayišang otuy-un quyay čišau ger-e ʧaraqu [ʧaruqu] müküs [meküs] tula, nasta [nasuta] asaraltu süm-e-yin šabi suγčün woγzad [ʔ] namʧil-ača qorin ʧurʧan [ʧirʧuʧan] mingʧan joγus ʧegelejü ʧaruʧad, egün-ü ličin-du öberün qubi [qubin]-u mun [mön] otuy-un ʧou omutu [omuγtu] irgen-eče jilbüri abqu ʧaʧar kölüsü dörben mingʧan tabin jos [joγus], basa tung omutu [omuγtu] irgen-eče abqu ʧaʧar kölüsü dörben mingʧan jos [joγus], neyitu [neyite] qoyar irgen-eče jilbüri abqu naiman mingʧan tabin jos [joγus], uy ʧaruγsan eke ʧaγus [joγus-un]-u ličin tula danaʧu [dangnaʧu] ögbe, keʧiy-e uy ʧaruγsan eke jos [joγus]-yi toγu [toγan]-u yosuγar güčeüken [güičedken] tusiyaʧu ögbesü, gedergen ʧaryaʧu abumu, ese ögbesü mun [mön] kü woγzad [ʔ] namʧil idegseger bayimu, ʧurban jil-eče qoyisi ʧaryaʧu abumu, ʧurban jil-ün dotar [dotur-a] üli [ülü] abču bülümü [bolumu], imeyin [eyimü-yin] tula qoγusun üge temdeg ülibulqui [ülü bolqui] tula, qoyar iteged [eteged] nijiged nige adali qayudasu bičig qubiyar abulčabai, kitad wonšau [wengšü] isü [yisü] daγuʧu [daγaγulʧu] ögbe,

törü gereltü-yin arban doluduγar on-u
qaburun terigün sarayin qorin nigen-e
qorin nignedüger on-u arban nigen sar-a, köbegün-degen beri baγulʧaqu-du nemejü

eke bolyan dörben mingyan jöyus jaruba, qorin qoyaduγar on-u namur uγ iregsen
isün [yisün] wengšü-eče nigen-i čišinu [čišau] beyeber kereglekü gejü abacıba,

〈筆者による訳文〉

契約文書を作成すること。

グン＝ガライ＝ダーのソムのシャイシャン＝オトグの箭丁チシャオは生活費不足のため、ナスト＝アサラルト寺院（慈寿寺）¹⁷のシャビ＝ソグチン¹⁸であるウオグザド（？）＝ナムジルから銅銭二万六千枚を借りて使い、このお金の利子に自分が所有する、このオトグ（にある土地）のジョー姓の漢人からもらう小作料（地代）の銅銭四千五十枚、またトン姓の漢人からもらう小作料（地代）の銅銭四千枚、二人の漢人から毎年もらう（小作料）合計銅銭八千五十枚を、（借りて）使った元のお金の利子として（土地を）質入れして渡す。いつか（借りて）使った元のお金を数通りに返せば、（土地を）取り戻す。返せなければ、ウオグザド（？）＝ナムジルが（小作料を）受け取り続ける。三年後に取り戻せる。三年以内に取り戻してはいけない。このために、言うだけでは証拠にならないため、双方が一枚ずつ同様の契約文書を作成し、分けて受け取った。漢文（契約）文書を九枚一緒に渡した。

道光十七（1837）年の春の最初の月（1月）二十一日

（道光）二十一（1841）年の十一月に、息子に嫁をめとる時追加して元のお金として銅銭四千枚を（借りて）使った。二十二（1842）年の秋に、最初に渡した九枚の（契約）文書から一枚をチシャオが自分で使うと言って持っていった¹⁹。

この事例はモンゴル人箭丁が寺院のラマからお金を借りて、金利の代わりに特定の土地から徴収する小作料の受領権を渡したという賃貸済農地の質入契約である。この事例の最後の部分に「双方が一枚ずつ同様の契約文書を作成し、分けて受け取った」と書かれていることから、この質入契約を結ぶ両者は同じ契約文書2枚を作成して、一人1枚ずつ持つようにしていたことがわかる。また、「漢文（契約）文書を九枚一緒に渡した」とも書かれている。ここでの「九枚」の契約文書とは、金利の代わりに渡す9ヶ所の土地の賃貸契約文書であると思われる。この「九枚」の契約文書が漢文で記されていたこともはっきり書かれている。つまり、モンゴル人地主と漢人小作農との間で作成された漢文の賃貸契約文書であると断定できる。

17 寺院の漢名は、Altan-orgil1982, p. 268 による。この研究によれば、慈寿寺は順治12年（1655）に創設された寺院で、帰化城の西方25キロメートルほどの所にある山すそに存在していた。

18 ソグチンとは、寺院に所属するラマの職名である。

19 ここでチシャオが賃貸契約文書を1枚持っていったと記されているのは、何らかの理由で1ヶ所の土地を請け戻したという意味だと考えられる。

もちろん、この一つの事例からのみでは、帰化城トゥメト旗のモンゴル人地主全員がこのような形で農地の質入れを行っていたとは断言し難いが、全90通の質入契約文書を見ると、質入契約を結ぶ双方が同じ契約文書2枚を作成して、一人1枚ずつ持つようにしたと明記されている文書が史料①の16通のうち5通、史料②の74通のうち44通存在している。したがって、アラムス2011で述べたようなモンゴル文農地質入契約文書の書式の第8番目に来る要素である【8】半文字が、この同じ2枚の契約文書にまたがって書かれていたはずである。実際に、史料①の契約文書全16通を確認すると、上記の5通の契約文書全てに半文字が記されていることがわかる。さらに、半文字が記されているものの、「同じ契約文書二枚を作成して、一人一枚ずつ持つ」というような文言が書かれていない契約文書も3通存在していて、結局史料①の全16通のうち半数の8通で半文字が確認できる。

一方、史料②は編纂史料であるため、半文字を省略したものと思われる。例えば、アラムス2011（pp. 10-11）で引用した史料①80-38-349の契約文書（モンゴル文農地質入契約文書）の場合、史料②pp. 174-175でも全く同じ文書が収録されている。そこで両者を比較してみると、史料②では、原文書の改行箇所を変えてしまっている上に、編者アルタンオルギル氏が半文字の部分を省略していることがはっきりと確認できる。しかも、この契約文書には「二枚作成した」というような文言が書かれていない。一方、本稿で引用した事例1（同じく史料①、②の両方にある文書）では、原文に半文字が書かれており、「二枚作成して、契約を結んだ双方が一人一枚ずつ持つようにした」というような文言も書かれている。したがって、「両者が一枚ずつ持つ」というような文言がもともと書かれておらず、しかもアルタンオルギル氏によって半文字が省略されてしまった文書が史料②の中にある可能性が想定できる。その想定分を加えて考えると、契約文書を2枚作成していた事例の数は、史料②の74通のうち、前述の44通よりもっと多い可能性がある。半文字も「二枚作成した」というような文言も書かれていない質入契約文書は存在するが、現段階の90通の質入契約文書から判断する限りでは、半分以上がこの質入契約文書を2枚作成していたタイプの文書であると推定できるであろう。

次に、農地を質入れする際に漢文の賃貸契約文書も一緒に渡すと書いてある例は、90通中計15通確認できる。比較的少ないことは確かであるが、このように質入れした農地の賃貸契約文書を質入れ先に渡すという行為自体は、質入れ先の人が土地の所有者を経由せずに、漢人小作農から直接小作料を徴収していたことを示していると考えられる。さらに、契約の利子の部分での「小作料～を渡す」という文言と契約の条件の部分での「返せなければ、小作料を受け取り続ける」というような文言は、無賃貸農地の質入れを除いた全86通の質入契約文書全てに書かれている。これらの部分から見ても、質入れ先の人が小作料を漢人小作農から直接受領していた可能性は充分にあると思われる。ただ、これらの質入契約文書そのものには、小作農である漢人の名は書かれていない。したがって、質入れ先のモンゴル人がどうやって漢人小作農から小作料を受領していたのかという問題が

発生するが、農地の質入れとともに漢文の賃貸契約文書を渡していたとすれば、質入れ先の人がこの賃貸契約文書を利用して漢人小作農から小作料を直接徴収することは容易なはずである。なぜなら、漢文の賃貸契約文書には必ず漢人小作農の名前が記されており、質入契約文書と一緒に示すことによって、債権者に小作料受領権が移ったことも明瞭に提示できるからである。以上より、清代の帰化城トゥメト旗では、モンゴル人同士あるいはモンゴル人と寺院との間で農地の質入契約を結ぶ際には、その農地の漢人小作農との賃貸契約文書も一緒に渡していた場合があったと断定できるであろう。

おわりに

以上の検討をまとめると以下のような結論になる。

清代の帰化城トゥメト旗で、モンゴル人同士やモンゴル人と寺院との間で頻繁に行われていた農地質入契約は、契約期限が設定されているか否かによって、期限無設定型の農地質入契約と期限設定型の農地質入契約との2種類に分類することができる。その際、期限設定型の農地質入れの契約期限とは借入金の弁済期限ではなく、この期間内は請け戻しができないという期限であった。また、農地質入契約は、質入れ時の漢人小作農との賃貸契約の有無によって、賃貸済農地質入契約と無賃貸農地質入契約との2種類に分類できる。このうち無賃貸農地の質入契約は、今の所、乾隆年間のもののみ確認されている。

次に、清代の帰化城トゥメト旗で、モンゴル人同士やモンゴル人と寺院との間で農地の質入れが行われる際の慣行としては、質入契約を結ぶ際に、しばしば両者が同じ契約文書2枚を作成して、一人1枚ずつ持つようにしていたことがわかる。アラムス2011で述べたようなモンゴル文農地質入契約文書の書式の第8番目に来る要素である半文字は、この同じ2枚の契約文書にまたがって書かれていたものと思われる。実際に、史料①の契約文書からもそれが確認できる。さらに、清代の帰化城トゥメト旗で、農地の質入契約を結ぶ際には、しばしばその農地の漢人小作農との賃貸契約文書も一緒に渡していて、質入れ先の人には漢人小作農の名が明記されたこの賃貸契約文書を併用して、土地の所有者を経由せずに漢人小作農から直接小作料を徴収することがあったと断定できるであろう。

参考文献

1. 史料

- ① トゥメト左旗档案館所蔵の公私文書
- ② Altan-orgil(金峰)1988, *kōkeqota-yin teiken mongγul surbulji bičig* 2 (全6冊中の2冊目)、öbür mongγul-un soyul-un keblel-ün qoriy-a
- cf. 江實(編)1942『蒙古聯合自治政府巴彥塔拉盟史資料集成——土默特特別旗之部第1輯』巴彥塔拉盟公署

2. 研究

モンゴル語文献

Altan-orgil(金峰)1982, *kökeqota-yin süm-e keyid*, öbür mongγul-un arad-un keblel-ün qoriy-a

日本語文献

アラムス(阿拉木斯)2009「清代内モンゴルにおける農地所有の実態——乾隆年間から同治年間に至る
帰化城トゥメト旗の戸口地を中心に——」『内陸アジア史研究』24, pp. 61-82

同 2011「清代におけるモンゴル文農地質入契約文書の書式——帰化城トゥメト旗を中心に——」『日
本モンゴル学会紀要』41, pp. 3-18

同 2013a「モンゴル人箭丁の農地に対する諸権利の喪失過程——清代の帰化城トゥメト旗における戸
口地問題——」『中国研究月報』67-2, pp. 1-14

同 2013b (掲載決定済)「清代モンゴルにおける農地水利権とその契約——帰化城トゥメト旗を中心
に——」『日本とモンゴル』No. 127 (49-1, ページ番号未定)

安斎庫治 1939「清末に於ける土黙特の土地整理」『満鉄調査月報』19-12, pp. 28-82

岡洋樹 2007『清代モンゴル盟旗制度の研究』東方書店

岸本美緒 1993「明清契約文書」『中国法制史——基本史料の研究』東京大学出版会, pp. 770-781

清水金二郎 1945『契の研究』大雅堂

寺田浩明 1983「田面田底慣行の法的性格」『東洋文化研究所紀要』93, pp. 33-131

同 2004「合意と契約——中国近世における「契約」を手掛かりに」『比較史のアジア所有・契約・市場・
公正』東京大学出版会 pp. 89-112

仁井田陞 1964『中国法制史研究 法と習慣 法と道徳』東京大学出版会

萩原 守 2006『清代モンゴルの裁判と裁判文書』創文社

松井宏興 2011『担保物権法』成文堂

中国語文献

陈支平・栾成显・陈学文 2005「明清契约文书与历史研究笔谈」『史学月刊』第12期, pp. 34-38

杨国楨 1988『明清土地契约文书研究』人民出版社

王玉海 1998「清代热河蒙旗的地契及其所反映的租佃关系」『清代研究』第2期, pp. 17-28

(ALMAS)